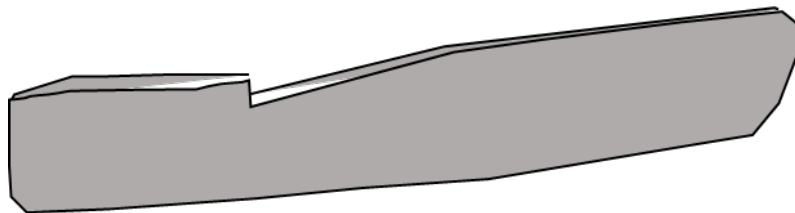


✚ 貨物概要

自動車用のドアの車内側に取り付け、ドアを開ける際に使用するハンドル(取手)。クロームメッキを施したステンレス鋼の成型品で、別に提示するスプリング及び取付部品とともに運転席ドアに取付ける。

サイズ：(幅) 約 15 cm、(高さ) 約 3 cm

イラスト (※簡略図)



✚ 分類

関税率表第 8302.30 号 (統計番号 8302.30-000) の卑金属製の取付具

✚ 分類理由

本品は、自動車用のドアの車内側に取り付け、ドアを開ける際に引くハンドル(取手)として使用する卑金属(ステンレス鋼)製の成型品です。

本品は、自動車に取り付けるのに適した形状(自動車のドア部分品として適合)を有しており、自動車用のドアに用いるように特に製造したものと認められます。しかし、本品は、関税率表第 15 部注 2 のはん用性の部分品(第 83.02 項の卑金属製の取付具)であることから、同表第 17 部注 2 (b) の規定により自動車用の部分品として同表第 87.08 項には分類されず、同表第 83.02 項の規定及び同表解説第 83.02 項の記載により、同項に分類されます。

(参考)

関税率表第 15 部注 2 (c)

2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(c) 第 83.01 項、第 83.02 項、第 83.08 項又は第 83.10 項の製品並びに第 83.06 項の卑金属製の縁及び鏡

関税率表第 83.02 項

卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー

関税率表解説第 83.02 項 (C)

この項には、次の物品を含む。

(C) 自動車（例えば、乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車）に使用する取付具その他これに類する物品（17 部の部分品及び附属品を除く。）：例えば、玉くり形の装飾用品、足掛け台、握り棒、手すり、取手、ブラインド用の取付具（棒、ブラケット、締付具、ばね機構等）、車内の荷物掛け、窓の開閉機構、特殊な灰皿、尾板の締付具

関税率表第 17 部注 2 (b)

2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(b) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）